

平成28年 第3回 北海道議会定例会〔予算特別委員会〕開催状況

開催年月日 平成28年10月4日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 危機管理監、危機対策局長、危機対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 災害対策について (一) 自治体間の広域連携等について 1 災害時における道の市町村応援協定について 道では「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」が1997年から締結されていると承知しております。今回の一連の災害においても、協定に基づいて職員の派遣が行われております。 この97年に策定されました協定に基づいて、これまでどのような支援が行われてきたのか、実績をお示しください。</p> <p>有珠山噴火の時と今回と2回ということでありませぬ。意外と少ないというふうに感じます。</p> <p>2 支援者に対する情報発信の取り組みについて 次、情報発信について伺いたいと思います。 災害時の情報発信については、安否確認や災害時の生活に必要な物資の提供の他、住民の混乱や不安を取り除くために情報提供されますが、支援する側に対して、どういった支援が必要かといった発信が不足していると思います。 これまで以上に積極的に発信する必要があると考えますが、支援者に対する情報発信の改善に向けて、どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>(危機対策課長) 協定に基づく市町村への支援についてでございますが、大規模災害等が発生し、被災市町村単独では、十分に災害応急対策を実施できない場合には、道内の自治体が連携して円滑な応急対策が実施できるよう、道及び道内市町村では、「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」を平成9年に締結しまして、平成12年の有珠山噴火災害の際にもこの協定に基づき、職員を派遣したところでございます。 このたびの災害におきましては、発災直後、道をはじめ、開発局や自衛隊では、被災市町村からの要請を待たずに、被害状況などの把握のための情報連絡員や市町村長に適切な助言を行う支援職員をいわゆるプッシュ型で、この協定によらず直接派遣したほか、被災市町村の要請に応じ、災害復旧や避難者支援のため道路や河川、保健衛生に対応できる道職員を派遣してきたところでございます。 一方で、南富良野町では、住家の浸水が多発し、住家被害を把握するための職員派遣の応援要請がありましたことから、協定に基づきまして、旭川市、名寄市、士別市、富良野市、札幌市、上川総合振興局から延べ19名の建築士などの職員を道の調整により派遣いたしまして、応急対策に従事したところでございます。このほか、十勝管内の清水町や芽室町におきましても、道路や農業用水路の復旧工事に係る土木職や農業土木職の職員派遣要請がございまして、現在、派遣に向けて、道内市町村とも調整をしているところでございます。</p> <p>(危機対策課長) 災害時におけます情報の収集についてでございますが、このたびの災害におきましては、道をはじめ、開発局や自衛隊が、いち早く被災市町村へ職員を派遣し、被害の状況を把握するとともに、応急対策への助言などを行ってきたところでございます。 道では、こうした派遣職員を通じまして、被災市町村や避難されている住民のニーズを把握し、道路や河川の被害調査や避難所などでの保健衛生に対応できる専門職員を派遣したほか、避難所への食料や飲料水、生活必需品の提供、ボランティアの方々による被災者支援などに努めてきたところでございます。 道としましては、今回の災害に係る防災対策等について検証を行うこととしておりまして、様々な情報収集の方法も含めた市町村に対する応援や受援の体制につきましても、その対象とし、今後の防災対策に反映していく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 道の「広域応援・受援計画」について</p> <p>これまで、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、こういった災害を通じて被災した直接の市町村だけでは復旧の取り組みは無理であって、しかし応援を受け入れるにしても受入体制を整えることが必要であると、こういう認識が広がってまいりました。</p> <p>道の地域防災計画では「広域応援・受援計画」という節を設けております。具体的に、どういうことを取り決めているのか、お示してください。</p> <p>4 連絡調整体制の整備について</p> <p>ただ今お示しを頂きました道の計画では、職員の派遣や協定に基づく応援と言った基本的なことは規定されています。しかしボランティアの受け入れなどの民間受け入れについては、曖昧なままで残されているというふうに思います。</p> <p>実効性ある被災者支援に結びつけるためには、現場における関係者間の連絡調整が非常に重要になります。自治体間の連携に加え、ボランティア活動を行う市民や民間団体等との連携は、災害が起こってから確立するのではなくて、日頃からの関係構築や訓練等を通じて培われていくのではないのでしょうか。</p> <p>支援する側の善意や熱意を有効に活かすためにも、支援する側との連絡調整体制を整備する必要があると考えますけれども、道は具体的にどのように取り組むおつもりか、お示してください。</p> <p>5 広域受援計画の策定について</p> <p>神戸市は「災害受援計画」を策定し、その目的には「阪神淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、支援を要する業務や受け入れ態勢などを事前にかつ具体的に定め、予め『受援計画』としてまとめておくことで、大規模災害時に市みずからの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かす」と規定しております。</p> <p>受援計画を構成する要素の中には、支援側がスムーズに活動できるように、受援側に指揮命令系統を確立するというものや、民間との協力関係づくりなどが盛り込まれております。こうした相互連携、受援力を高めていこうとする神戸市の取り組みは学ばべきものが多いと考えます。</p> <p>全国15の都府県では、県として「広域受援計画」を策定しております。本道においても現在の広域応援・受援計画をさらに発展させ、広域受援計画を策定すべきと考えますが、いつまでに策定するのか、お示してください。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>広域応援・受援計画についてでございますが、道の地域防災計画におきましては、大規模災害発生時など、被災市町村が単独では十分な災害応急対策が実施できない場合でも、円滑に災害応急対策が実施できるよう、自治体間などにおける相互応援協定などにつきまして、定めているところでございます。</p> <p>具体的には、道と道内市町村間での、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」や他の都府県間での、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」などによりまして、要請方法や人的・物的支援を主体となって実施する自治体の順位、支援する自治体のブロック分けなどを定めておるところでございます。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>災害ボランティアとの連携についてであります。大規模災害が発生した際、災害ボランティアの活動にあたっては、地元の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、関係機関と連携しながら被災者支援などにあたってきているところであります。</p> <p>この度の災害においては、北海道社会福祉協議会が中心となりまして、被災した市町村の災害ボランティアセンターの支援などを行うとともに、道でも、各種支援団体等と連携し、協議、調整をしてきたところであります。</p> <p>こうした中、災害発生時に災害ボランティアが迅速に活動できるようにするためには、関係機関とも連携した常設の災害ボランティアセンターを設置することが効果的であるとの考えから、道では、この度の災害対応の検証を踏まえつつ、他府県の先行事例も参考に、全道的な規模のセンター機能や体制等について、検討することとしているところであります。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>災害時における応援や受援についてであります。本年4月に発生した熊本地震においては、発災当初、避難者、避難所の状況把握や輸送手順、人員の配置が十分ではなかったことなどから、支援物資が避難所に十分届けられないといった課題が指摘され、応援・受援体制の整備・確保の重要性が再認識されたところであります。</p> <p>こうしたことから、道では、道内全域を対象とする「応援・受援体制のあり方」について、札幌市と共同で道内市町村や防災関係機関等のご意見も伺いながら、検討を進めているところであり、今年中に中間報告を行い、来年度には、最終報告を取りまとめることとしているところでございます。</p> <p>道においては、この度の災害の検証結果も、このあり方検討に反映させる必要があると考えておりまして、これらを踏まえた最終報告に基づき、道の応援受援計画の見直しを行っていく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今年中に中間報告、来年度に最終報告と、それを受けて「応援受援計画」を見直していくということでもありますから、是非早期に進めて頂きたいということをご指摘しておきたいと思っております。</p> <p>(二) 業務継続計画について</p> <p>1 業務継続計画の意義について</p> <p>災害時に優先的に実施すべき業務を的確に行えるように業務継続計画を策定しておくことは、極めて重要であります。北海道庁の業務継続計画は2011年3月に「地震編・第1版」が策定されております。</p> <p>まず、行政が業務継続計画を策定する意義について、北海道はどう考えているのか、お示しください。</p> <p>2 各事務所の計画策定について</p> <p>(1) 策定の現状について</p> <p>道の本庁、振興局、および振興局との合同庁舎に入居している事務所については、策定済みということですが、それ以外の事務所については、どういう策定状況にあるのか、現状をお示しください。</p> <p>(2) 策定すべき事務所の決定について</p> <p>振興局に入居していない事務所については全道で4ヶ所しか策定されていないということですが、ほとんど策定していないという状況だと思います。策定する必要があると思います。私は災害時に業務が集中する建設管理部や保健所は特に最優先で策定する必要があると思います。すべての出先機関で策定すべきということをお示しください。</p> <p>振興局と同居していない出先機関についても策定することを検討するとして以来、数年経っているわけですから直ちに行うべきだということをお示しください。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>業務継続計画の目的などについてでございますが、大規模な災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなります。</p> <p>一方で災害時でありましても継続して行わなければならない通常業務もあることから、自らが被災し、人的、物的資源が制約を受けた場合でありましても、優先すべき業務を的確に行えるよう、あらかじめ計画を策定し、業務の継続性を確保しておく必要があるものと認識しております。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>出先機関の計画策定状況についてでございますが、道の総合出先機関であり、かつ、大規模災害時には地域の防災拠点ともなる振興局につきましては、業務継続計画を策定し、自らが被災する災害時の備えを行っており、振興局の業務継続計画と一体的に振興局の合同庁舎に入居している道の機関につきましても、策定されているところでございます。</p> <p>その他の出先機関につきましては、釧路建設管理部など4カ所を除き策定されていない状況でございます。</p> <p>(危機対策局長)</p> <p>出先機関の業務継続計画の策定についてでございますが、本年4月の熊本地震はもとより、この度の大雨災害における浸水想定区域外の施設への浸水被害などを踏まえ、自らが被災した際の備えは、基本的に全ての機関において整えておくべきものと考えております。</p> <p>道といたしましては、出先機関の担う業務と非常時優先業務との関連や計画の必要性等について、関係する各部と検討し、原則として全ての機関を対象に、速やかな策定に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 本庁の業務継続計画について</p> <p>(1) 倒壊の想定について</p> <p>本庁の業務継続計画には、「防火・防災担当責任者は、執務室の被災状況の確認」云々とありまして、庁舎が倒壊して全面使用不能となるという想定にはなっていないと思います。</p> <p>そこで確認しますが、庁舎が倒壊する想定はしないのですか。明らかにしてください。</p> <p>(1) 再質</p> <p>倒壊の想定ということについて、再質問いたします。</p> <p>確かに本庁舎は免震化したとは言え、万一に備えるというのが業務継続計画でありますから大丈夫であろうという想定に立つべきではないと思うんですね。</p> <p>計画では野幌丘陵断層、月寒断層、西札幌断層の直下型地震、最大震度7を想定しております。</p> <p>倒壊の可能性が全くないと言うことにはならないと思います。</p> <p>私は、本庁舎倒壊を想定し、代替となる建物をあらかじめ複数決めておくべきと考えますがいかがか伺います。</p> <p>(2) つながりやすい通信確保について (欠)</p> <p>(指摘)</p> <p>国が市町村に向けて業務継続計画の策定について、指示をしていますけれども、そのなかでは東日本大震災の教訓としてはずいぶん通信が途切れる可能性について指摘しております。</p> <p>そして、アマチュア無線やSNSまでもその使用の想定に入れることと、とすることを指摘しておりますので、この点についてはですね、北海道もつながりやすい通信確保についてより一層検討する必要があるということについて指摘だけさせていただきたいと思います。</p> <p>(3) 計画の形骸化について</p> <p>電源の確保について質問をいたします。本庁舎の電力契約は1670kw。非常時の電源、自家発電について、2011年(平成23年)3月策定の「北海道庁業務継続計画 地震編・第1版」では、非常時の電源、自家発電については800kwと記載されています。</p> <p>しかし、実際には発電機は既に増強されて1200kwになっているものと承知しております。</p> <p>現行の「業務継続計画」にそれが反映されておらず、古い状態のままになっています。</p> <p>「業務継続計画」が形骸化され現実を反映していない、いざという時あてにならない計画ということになっているのではないかと懸念するものですが、どうということか、ご説明願いたいと思います。</p>	<p>(危機対策課長)</p> <p>本庁舎の耐震性についてでございますが、本庁舎の耐震改修工事の実施により、札幌市周辺の直下型地震で、現在想定されます最大規模の地震が発生した場合でも、建物を補修することなく、使用できる水準の耐震性能を確保していると考えておりまして、震度7が2度発生したという熊本地震の教訓を踏まえた対応も検討していく必要があると考えているところでございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>本庁舎の代替庁舎についてでございますが、現在の本庁舎は、耐震改修工事の実施によりまして、建物を補修することなく使用できる水準の耐震性能を確保していると考えておりますが、道の業務継続計画におきましては、本庁舎の代替施設として、「本庁舎周辺に最低限運営できる災害対策本部等のスペースの確保に努める」としているところでございます。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>発電機の出力についてでございますが、平成23年3月に策定しました現行の業務継続計画では、本庁舎の非常用自家発電機の出力は800kwとなっておりますが、本庁舎の免震工事が本年2月に完了しまして、これに伴い、1200kwに更新されたところでありまして、今後、業務継続計画の改定に併せまして修正して参るところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(3) 再質</p> <p>北海道庁業務継続計画地震編 第1版が策定されたのは2011年の3月、東日本大震災が起きた時です。</p> <p>つまり、この計画は、つまり現行計画ですけれども東日本大震災の教訓を反映されないままで、6年半放置されてきたものですよ。</p> <p>形骸化して役に立たない、災害の時にあてにされていないから非常電源が強化されてもそのことが書き加えられないじゃないですか。</p> <p>東日本大震災、熊本地震、8月に本道をおそった台風被害などを教訓にして直ちに全面的に内容を見直し、抜本的改訂版を策定すべきですけれどもいかがか伺います。</p> <p>実態を反映した、そして、これまでの災害を教訓にした、いざというとき本当に業務の継続に役立つような、そういう計画に一刻も早くしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。</p>	<p>(危機対策局長)</p> <p>計画の修正についてであります、業務継続計画が策定されていない出先機関の計画を今年度中に整備することとしておりまして、これに併せまして本庁の業務継続計画についても修正してまいる考えでございます。</p>